

研修会を開催したい方へ

①事務局にお問い合わせ（お申込み）

②地域アドバイザーとの打合せ

③研修会実施



※詳細は下記の本事業公式サイトをご参照ください。又は右記のQRコードからお申込みください。



※相談・お申込みから
5日以内にご連絡いたします。



研修会に参加したい方へ

第1部
「農業経営における基本的な雇用管理」

第2部
「農業版人事評価制度導入による
雇用の維持・拡大」



※上記研修内容については一例です。
詳細は下記本事業公式サイトをご確認ください。

※各ページのお申込みフォームからお申込みいただけます。

雇用管理研修会の日程や担当講師、
個別相談の情報等は、
下記のオンラインメディアやリーフ
レットにて、随時発信します！

本事業の公式サイト
<https://www.teichaku2022.com>



厚生労働省 令和5年度 農林業職場定着支援事業

農業雇用改善推進事業

農業経営体の皆様に向けた人材確保・定着支援事業を実施しています！



農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業) 運営事務局



株式会社 農協観光

地域共創事業課

(担当：前場・佐藤・清松)

〒143-0006
東京都大田区平和島6-1-1
TRCアネックス1F

TEL：03-6436-8981
FAX：03-3298-7221
E-mail：koyoukaizen.ntour@gmail.com

本事業は農業の雇用管理改善について、以下を実施する事業です。

- 雇用管理研修会の開催
- 個別相談会の開催
- 雇用管理改善モデル事例集の発行
- 定期刊行物（農業雇用便り）の発行
- 社会保険労務士等の訪問によるアドバイス
- 電話・メール・FAXによる相談対応

農業雇用改善推進事業は、農業法人、法人化を目指す農業経営体及び農業への参入を図る農業経営体を除く法人に対して、雇用管理の改善のための支援や啓発等を行い農業への就職及び職場定着を促進し、雇用による農業従事者の確保を図ることを目的に、平成21年度から継続して実施しております。

農家からのご相談 Q&A

農作業を福祉事業者に委託することを検討しています。
準備すべき点を教えてください。



障がい者に農作業を担ってもらうには、障がい者を直接雇用する、又は福祉事業所へ農作業を委託する方法があります。今回は、福祉事業所へ委託する場合のポイント、注意点等について理解しましょう。

1.施設外就労とは

農業における「施設外就労」とは、障がい者と福祉事業所の職業相談員（支援スタッフ）がユニットを組み、農業者から請け負った農作業を現地（農地）で行うことです。農業者と障がい者個人とが雇用契約を交わすわけではなく、農業者と福祉事業所が請負契約を締結するもので、農業者は社会保険等へ加入する必要はありません。

また、作業報酬は、作業量や作業内容に応じて農業者が福祉事業所へ支払うことになります。

なお、施設外就労による農作業の請負では、農業者は福祉事業所の職業指導員に作業の指示を行います。従って、障がい者への作業指導は職業指導員に任せることになるため、障がい者をはじめて受け入れる等の場合であっても、比較的容易に受け入れることが可能だと考えられます。

2.障がい者受け入れの流れ

①相談

福祉事業所については、自ら近隣や付き合いのある福祉事業所を探す方法がありますが、都道府県庁の保健福祉部局、農業部局へ連絡し、農福連携（※）に関する相談をすることもできます。

また、他の機関が農福連携に習熟していることもあるので、そちらを紹介してもらうこともあるでしょう。（※農福連携（農業と福祉の連携）は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組）

②事前打合せ

請負契約を締結する前に、農業者と福祉事業所が、作業を行う障がい者の能力や業務内容を把握するために行います。

主な打合せ事項は次のとおりです。

- ・作業内容と範囲の明確化
- ・作業場所、作業時間、作業期間、報酬、交通費、事故・ケガなどの責任負担、悪天候時の作業実施、トイレ、休憩所の場所、作業するにあたって望ましい服装、道具の場所・使い方、等々
- ・緊急時の対応（悪天候の場合の代替案、ケガなどがあった場合に対応できる近隣の病院確認、傷害保険等の加入、等々）

3.請負契約の締結

前項で打合せした請負条件をもとに、請負契約を締結します。通常求められる契約期間や報酬などに加え、事故時の責任負担などの重要な内容は、契約書に必ず記載しておきましょう。

なお、事故の原因に農業者の故意または過失などが認められる場合などを除いて、福祉事業所側が責任負担することが一般的です。

4.今、農福連携が注目されています。

農福連携は、農業就業人口の減少と高齢化問題の解消につながる、障害者の雇用に関する課題の解消（働く場の確保）が期待される、といったことから注目されています。

また、農業と福祉が結びついて障がい者の働き場を広げる動きは、SDGsの「誰も置き去りにしない」の理念と親和性が強く、農福連携に弾みをつけているといえるでしょう。

（参考：公益社団法人 日本農業法人協会 https://hojin.or.jp/agri/post_141-html/
アグリジャーナル <https://agrijournal.jp/production/38516/>）

◆本号のQ&Aの担当講師 ご紹介

社会保険労務士法人オフィス小笠原
代表 小笠原俊介 先生



プロフィール

1982年社会保険労務士登録
社会保険労務士法人オフィス小笠原代表
一般社団法人SRアップ21理事、SRアップ21北海道会会長
NPO法人オルタナティブ・アグリサポート・プロジェクト理事長

労働・社会保険はもとより人事・組織マネジメントの専門家として、企業の経営改善支援等、戦略的・実践的なアドバイスを行っている。また、セミナー講師としては、農業、保育園等、障害者就労支援施設、建設業、医療機関、等々の人事マネジメントに関するテーマで依頼されることが多い。

◆研修レポート

- 実施日：令和5年7月6日（木）
- 場所：福井県福井市（福井県職員会館、サテライト会場4か所）
- 主な参加者：農業経営体（株式会社など）、個人事業主、農事組合法人、農業関係者など
- 参加数：会場13名、サテライト会場25名
- 主催者：公益社団法人ふくい農林水産支援センター

サテライト会場を4か所設置し実施しました。

また、今回は、農業経営体が経営を拡大していく中で特に苦慮することの多い「人材確保の手法」についての講義をご希望でした。このため、第2部では、「人材確保・人事評価制度」（等級制度、報酬制度、評価制度など）に注力した説明が講師よりありました。

研修会終了後の参加者アンケートより、「人事評価制度導入」について今後取り組みたいとの回答を多くいただきました。



（文責：研修会運営担当 佐藤）